

## 平成 25 年度岩手県電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 25 年度岩手県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売目標電力量

胆 沢 第 二 発 電 所	24,775,000 キロワットアワー
岩 洞 発 電 所	166,182,000 キロワットアワー
仙 人 発 電 所	132,223,000 キロワットアワー
四 十 四 田 発 電 所	68,498,000 キロワットアワー
御 所 発 電 所	45,358,000 キロワットアワー
滝 発 電 所	2,586,000 キロワットアワー
北 ノ 又 発 電 所	31,325,000 キロワットアワー
入 畑 発 電 所	9,247,000 キロワットアワー
松 川 発 電 所	19,225,000 キロワットアワー
早 池 峰 発 電 所	7,282,000 キロワットアワー
稲 庭 高 原 風 力 発 電 所	4,275,000 キロワットアワー
柏 台 発 電 所	9,507,000 キロワットアワー
北 ノ 又 第 三 発 電 所	273,000 キロワットアワー
胆 沢 第 四 発 電 所	1,106,000 キロワットアワー
計	521,862,000 キロワットアワー

(2) 主要建設事業

事業名	施行場所	事業費	事業概要
胆沢第三発電所建設事業	奥州市地内	702,471千円	発電所建屋建設工事、水車発電機製作工事等
北上大規模太陽光発電所(仮称)建設事業	北上市地内	354,398千円	土地購入、発電所建設工事等
計		1,056,869千円	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 電気事業収益	4,397,080千円
第1項 営業収益	4,236,353千円
第2項 財務収益	68,623千円
第3項 附帯事業収益	82,080千円
第4項 事業外収益	10,024千円

支 出

第1款 電気事業費用	4,002,522千円
第1項 営業費用	3,788,887千円
第2項 財務費用	113,614千円
第3項 附帯事業費用	75,194千円
第4項 事業外費用	19,827千円
第5項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額(資金運用に係る投資償還収入2,000,000千円及び投資501,000千円を除く。))に対し不足する額1,723,083千円は、過年度分損益勘定留保資金654,975千円、減債積立金211,647千円、建設改良積立金

354,398千円、中小水力発電開発改良積立金348,746千円、環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金34,226千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額119,091千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	3,187,694千円
第1項 補 助 金	200,250千円
第2項 負 担 金	23,246千円
第3項 長 期 貸 付 金 償 還 金	954,198千円
第4項 投 資 償 還 収 入	2,010,000千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	3,411,777千円
第1項 建 設 費	1,056,869千円
第2項 改 良 費	1,310,511千円
第3項 電 源 開 発 費	157,439千円
第4項 企 業 債 償 還 金	360,695千円
第5項 投 資	501,000千円
第6項 繰 出 金	20,263千円
第7項 予 備 費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
北上大規模太陽光発電所 (仮称)建設工事	平成25年度から平成26年度まで	219,000千円
仙人発電所1・2号調速 機盤改良他工事	平成25年度から平成26年度まで	529,000千円
四十四田発電所水車発電 機分解点検補修他工事	平成25年度から平成26年度まで	818,000千円

滝発電所遠方監視制御装置更新工事

平成 25 年度から平成 26 年度まで

31,000 千円

高森高原風力発電所（仮称）環境影響評価業務委託

平成 25 年度から平成 27 年度まで

83,000 千円

（一時借入金）

第 6 条 一時借入金の限度額は、40,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 営業費用と附帯事業費用

（2） 営業費用と事業外費用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1） 職 員 給 与 費

1,080,160 千円

（2） 交 際 費

305 千円